

三池炭礦の採炭労働

——日清戦争後から第一次世界大戦期にかけて——

山津直子

はじめに

第一章 三池炭礦確立後の生産機構

第二章 採炭労働

第三章 採炭労働の強固な基盤としての納屋

おわりに

はじめに

本稿は、日清戦争後から第一次世界大戦期にかけての三池炭礦の採炭労働の分析を、その主な課題としている。炭鉱に関する研究の蓄積は決して多くはないが、その中でも採炭労働の分析については、ほとんど行なわれていない。⁽¹⁾その理由を考えるに、まず第一に採炭労働に関する資料の不足ということがあげられる。炭鉱所有の多くの資料は散逸し、また坑夫自身のことばによる採炭労働の再現も数少ない。⁽²⁾第二の点としては、従来の研究史に於いては、労働運動および労働争議の分析に重点がおかれ、採炭労働自体の分析はあまり重要視されていなかったことがあげられる。

そこで本稿では、従来あまり重視されてこなかった採炭労働自体の分析を通して、逆に日本労働運動史の課題に迫ってみたいと考える。そしてその過程で、採運炭夫（坑夫）の労働と生活を少しでも明らかにできればと考える。

また分析を日清戦争後から第一次世界大戦期の三池炭礦に限定したのは、三池炭礦の確立の前と後の採炭労働の実態

排水部門	通気部門	採炭部門②
デフレシャルポンプ(七) シンキングポンプ(勝)	キーバル扇風機(七)	
スペシャルポンプ(宮)		
スペシャルポンプ(七) チュープレツキスポンプ(七) デビーポンプ(勝) チュープレツキスポンプ(七)	小型扇風機(勝) ウォーカ扇風機(原)	
デビーポンプ(原)	キーバル扇風機(勝)	
デビーポンプ(万) 電気ポンプ(宮) デビーポンプ(原) 水圧ポンプ(宮) 電動スリースローポンプ(勝) 遠心ポンプ(宮) 電動リドラーポンプ(宮) デビーポンプ(原) デビーポンプ(万) 遠心ポンプ(宮) スリースローポンプ(万)	チャンピオン扇風機(大) チャンピオン扇風機(宮) スクリュー扇風機(万)	
シュライフシュレーポンプ(宮) スルザータービンポンプ(宮)	ウォーカ扇風機(万)	
ノールス電動ポンプ(万) エバンス電動ポンプ(万) フェーガルポンプ(万)	シロッコ扇風機(万)	
チュープレツキスポンプ(万) タービンポンプ(万)	シロッコ扇風機(宮) シロッコ扇風機(原)	
スルザータービンポンプ(万)		

三池炭礦の採炭労働（山津）

第1表 坑口の開鑿と各部門の整備状況（明治17～昭和7年）

	開 鑿 状 況			運 搬 部 門
	開 鑿	着 炭	操業開始	
明治17年				
18	勝 立 ①			蒸気捲揚機(七) 仮捲揚機(勝)
19				
20	宮 浦 ①	宮 浦 ①		
21			宮 浦 ①	豎坑捲揚機(宮)
22				
23				
24				エンドレスロープ(大) 捲揚機(七)
25				
26				
27		勝 立 ①		エンドレスロープ(宮)
28	勝 立 ② 宮 原 ①		勝 立 ①	エンドレスロープ(七) 豎坑捲揚機(勝)
29			勝 立 ②	蒸気曳揚機(勝) 豎坑捲揚機(原)
30	万 田 ①		宮 原 ①	豎坑捲揚機(原) 蒸気曳揚機(原)
31	万 田 ②			
32	宮 原 ②	宮 原 ②		
33			宮 原 ②	電動エンドレスロープ(大) エンドレスロープ(勝) 豎坑捲揚機(原)
34				
35		万 田 ①		電動エンドレスロープ(七) エンドレスロープ(宮) 豎坑捲揚機(万)
36			万 田 ①	電動曳揚機(大)
37		万 田 ②		
38	大 浦 ②			
39		大 浦 ②		電動エンドレスロープ(宮)
40			大 浦 ②	
41				電気機関車(万)
42			万 田 ②	豎坑捲揚機(万)
43				
44				電動エンドレスロープ(万)

三池炭礦の採炭労働（山津）

第1表のつづき

	開 鑿 状 況			運 搬 部 門
	開 鑿	着 炭	操業開始	
大正元				
2				
3				
4				
5				
6				
7	四 山 ①			仮捲揚機(四) 電気捲揚機(四)
8	宮 浦 ②	宮 浦 ②		
9		四 山 ①		
10				電動捲揚機(宮) 電気機関車(宮) 電気捲揚機(四) エンドレスロープ(宮) 電気機関車(四)
11	四 山 ②			
12	宮 浦 斜	宮 浦 斜	四 山 ①	
13			宮 浦 斜	
14			四 山 ②	
昭和元				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

出典)「三池鉱業所沿革史」第4巻(機械課1)年表 ⑥のみ「三池鉱業所沿革史」第3巻(採鉱課7)1622ページ

注 記述上つぎのような略字を使った

勝立①→勝立第1坑 宮浦①→宮浦第1坑 勝立②→勝立第2坑 宮原①→宮原第1坑
 宮原②→宮原第2坑 万田①→万田第1坑 万田②→万田第2坑 大浦②→大浦第2坑
 四山①→四山第1坑 四山②→四山第2坑 宮浦②→宮浦第2坑 宮浦斜→宮浦大斜坑
 (七)→七浦坑 (宮)→宮浦坑 (勝)→勝立坑 (原)→宮原坑 (大)→大浦坑 (万)→万田坑
 (四)→四山坑

を明らかにすることによって、戦前の炭鉱の労働者の存在形態の本質に迫りたいと考えたからである。また三池炭礦に焦点をあわせたのは、三池炭礦の地理的優位が、明治・大正年間を通して他の中小炭鉱をも見とおせる地位にあったという事実と、さらには、財団法人三井文庫に収蔵されている三池炭礦に関する膨大な資料を閲覧する機会を得たためである。

以下、分析の前提として、1 三池炭礦の確立、2 直轄制の確立、について若干述べておこう。

1 三池炭礦の確立

三池炭礦の確立は、ほぼ明治三〇年代後半から明治四〇年代前半にかけての時期に設定できる。その指標としては、以下の四点があげられる。

まず第一には、操業の拡大があげられる。第一表にも明らかのように、三井への払い下げ後の宮浦坑、明治二六年の勝立坑、明治三〇年の宮原坑、明治四〇年の万田坑とあいついで操業を開始し、明治・大正年間を通じて三池炭礦の石炭生産の基盤となった、大浦坑・七浦坑・勝立坑・宮浦坑・宮原坑・万田坑の六つの坑口の操業が有機的に行なわれるようになったのが、明治三四年から明治四四年にかけてである。

六つの坑口の有機的な操業の結果として、明治四〇年以降の出炭の増加ならびに安定を、第二の指標とする(第一表参照)。

第三点としては、坑口の開鑿に伴ない坑内の機械化が強力に行なわれ、万田坑の機械化の完了によって、全機構的規模での機械化の完了を見たということである。その時期は、ほぼ明治三四年から明治四四年の時期に設定できる(第一表参照)。

第四点としては、坑内への電気の導入をあげることができる。当時炭鉱に於いては坑内の動力は主に蒸気であった

三池炭礦の採炭労働（山津）

第2表 年次別出炭高（明治22～昭和7年）

	出炭高(t)	指数		出炭高(t)	指数
明治22年	469,686	100	明治44年	1,989,007	423
23	495,462	105	大正元	2,173,692	462
24	597,991	127	2	2,172,588	462
25	488,533	104	3	2,057,506	438
26	599,249	127	4	1,726,456	367
27	666,446	141	5	1,878,976	400
28	649,415	138	6	1,998,087	425
29	734,218	156	7	1,873,820	398
30	633,122	134	8	1,957,499	416
31	749,771	159	9	1,928,542	410
32	719,837	153	10	1,681,931	358
33	737,824	157	11	1,754,818	373
34	905,116	192	12	1,873,201	398
35	967,416	206	13	1,840,315	391
36	1,114,730	237	14	2,178,292	463
37	1,256,433	267	昭和元	2,099,629	447
38	1,321,946	281	2	2,290,690	487
39	1,478,758	314	3	2,372,081	505
40	1,498,116	318	4	2,479,718	527
41	1,527,303	325	5	2,354,982	501
42	1,574,488	335	6	1,928,410	410
43	1,790,565	381	7	1,893,919	403

出典）「三池鉱業所沿革史」第3巻（探鉱課1）88ページ

注 指数は、明治22年を100とした。

が、三池炭礦の場合は、早くから主要部門としての運搬部門への電力の導入が見られる。

その経過を見るに、当初電灯用として創設された七浦発電所が、のちに動力用の発電所として増設され、坑内の電化を可能にし、電力を有効に使い円滑な操業が行なわれるようになった。その時期は明治三四年以降である

（第三表参照）。

この四点を指標として、三池炭礦の確立を明治三〇年代後半から明治四〇年代前半の時期に設定したい。

2 直轄制の確立

一方労務管理の面から見ると、直轄制の確立は、明治三〇年代後半から明治四〇年代前半の時期に設定できる。その指標としては以下の三点があげられる。

まず第一に、炭鉱にはつきものの売勘場の整備と、それに並行して行なわれた諸式屋の

第3表 坑内電化状況（明治27～44年）

七 浦 発 電 所	
明治27年	発電所創設 30kW 単相交 流発電機←電灯用
30	60kW 2 相交流発電機←電 灯用
34	200kW 3 相交流発電機 ←動力用
35	
36	200kW 発電機、増設
39	
40	
41	
44	

出典 「三池鉱業所沿革史」第4巻（機械課1）
年表より作成

富安新六・北田佐平次を募集人（世話人）として雇い入れたものと考えられる。その後、明治三四年以降、第二次の募集人整理が行なわれ、明治四一年には、「当初ヨリ只一人引続キ献身的ニ努力セル坑夫募集受負人北田佐平次」を「本人ノ身分ハ使用人待遇トシ其所属現在坑夫參百人ハ一人ニ付金拾円宛合計金參千円ヲ鉱夫募集費ヨリ支出シ以テ当鉱ニ引受け直ニ直轄坑夫ニ収容」することによって、募集人の整理を完了するのである。

以上の三点にさらにつけ加えるならば、納屋（坑夫の住居）の棟数の明治三十七年以降の急増があげられる。納屋の増築の主な理由は、坑夫の急増により、今までの納屋では収容しきれない状況になったことであり、そのため続々と納屋の増築が行なわれたのである。

これらの点を指標として、三池炭礦に於ける直轄制の確立を、明治三〇年代後半から明治四〇年代前半の時期に設定

募集人が、①会社から坑夫への貸金を不当に横領した、②坑夫の採掘賞与金を不当に横領した、③受負人たる資格を失った、④ということで、会社側から一方的に解雇され、それを不服として両募集人が訴訟をおこしている。結果は原告側の完敗に終わり、その事件を契機に、会社側は第一次の募集人整理——つまり世話人制への移行——を強行するのである。この事件をふまえて制定されたのが、明治三十一年の「七浦採礦所鉱夫募集人規程」であって、ここでは、明治二十三年制定の「三池炭礦社鉱夫取扱規則」では認められていた募集受負人の賃金管理権が全く剥奪されている。その結果、明治三十一年に新たに杉野忠七・

したい。

以上の前提を所与の条件として、以下、三池炭礦の採炭労働の分析を行なう。

- (1) 特に本稿との関係で主な論文をあげると、隅谷三喜男『日本石炭産業分析』 隅谷三喜男「炭鉱における労務管理の成立」(脇村義太郎教授還曆記念論文集Ⅱ『企業経済分析』橋本哲哉「三池炭鉱と囚人労働」、『社会経済史学』第三二卷四号所収) 橋本哲哉「一九〇〇〜一九一〇年代の三池炭鉱」(『三井文庫論叢』第五号所収)
- (2) たとえば、我が国の石炭産業の発展の過程を、幕末から資本制生産の確立した明治後期までを、体系的にまとめられた隅谷三喜男氏の『日本石炭産業分析』の中でも、採炭労働に関する分析は、第一部第三章第一節3「納屋制度とその基底」の中で、納屋制度とのかかわりで述べられているにすぎず、また隅谷氏の「炭鉱に於ける労務管理の成立」に於いても、労務管理の視点からそのかかわりで述べられているにすぎない。
また、三池炭礦の研究には詳しい橋本哲哉氏の論文の場合「三池炭礦と囚人労働」では三池炭礦の確立と囚人労働のかかわりについて論ぜられているが、一般の坑夫および採炭労働に対する分析にはふれられておらず、また別の論文「一九〇〇〜一九一〇年代の三池炭鉱」に於いても、採炭労働自体の分析は行なわれていない。
- (3) その中で、元坑夫山本作兵衛氏の著述は非常に貴重なものであり(『炭鉱に生きる』、『筑豊炭坑絵巻』)、本稿でもずいぶんと参考にさせていただいた。
- (4) その過程に於いて、納屋頭↓世話人という変化を含む。
- (5) この場合の坑夫募集受負人は納屋頭と考えてさしつかえない。「三池鉱業所沿革史」第七卷(労務課二)六三〇ページ。
- (6) 詳しくは、「三池鉱業所沿革史」第九卷(庶務課三)一一一九〜一二二二ページ。
- (7) 不服の理由は、「右条約ハ双務契約ナルヲ以テ之ヲ取消サント欲セバ原告等ノ承諾ヲ要スベキモノナルニ被告(当社)ガ勝手ニ之ヲ取消シタルハ該契約違背」であるとしている。「三池鉱業所沿革史」第九卷(庶務課三)一一〇七ページ。詳しくは、同書一一一九〜一二二二ページ参照。

(8) 「三池鉱業所沿革史」第七卷(労務課二)六四八〜六五三ページ。

(9) 「三池鉱業所沿革史」第七卷(労務課二)六〇八〜六一八ページ。

(10) 募集人の賃金管理権を剝奪するようすは次の条項の比較で明らかになる。

「三池炭礦社坑夫取扱規則」（明治二十三年制定）

第十六条 坑夫ノ作業上ニ就テハ組長ノ指図ヲ受ケ又賃銭ノ受払食料ノ仕賄ヒ等ニ就キテハ総代人ニ於テ取扱フベシ
第三十一条 受負人ハ第四条ノ身元引受人及ヒ第十五条ノ組合総代人ヲ兼任スルヲ得ベシ

「七浦採礦所鉱夫募集人規程」（明治三十一年制定）

第十条 鉱夫ノ稼賃金ハ本人渡ニシテ一切代理受取ヲ許サズ

第十二条 如何ナル名儀ニ依ルモ鉱夫ヨリ直接ニ手数料等ヲ徴収スルコトヲ許サズ

(11) 一、明治三十四年九月二十七日坑夫募集受負人杉野忠七（明治三十一年契約）募集契約満期ニ付其名義ヲ解除シ坑夫取締ト

シテ月手当二十五円ヲ給与シ四ヶ年間雇入レ其所屬坑夫百三十七名ハ明治三十四年十一月一日全部讓受ケ（其方法ハ不明）直轄坑夫トナシタ

一、明治三十五年九月三十日坑夫募集受負人富安新六（明治三十一年契約）ハ納屋世話人ニ採用シ其所屬ノ坑夫百七十二名

ハ明治三十五年十月一日全部ヲ讓受ケ（其方法ハ不明）直轄坑夫トナシタ

「三池鉱業所沿革史」第七卷（労務課二）六三一ページ。

(12)(13) 「三池鉱業所沿革史」第七卷（労務課二）六三一〜六三二ページ

(14) 納屋に関する正確な統計数字は明治三十八年以前のものは見当たらないが、それにかわるものとして次の記述を資料としてあげる。明治三十七年、坑夫数の激増により

「万田デハ明治三十七年八戸建六棟更ニ三十八年五月ニハ同坑ノ十戸建七棟ヲ初メトシ

一丁玉 十戸建 五棟

勝立 十戸建 二棟

同年十月ニハ

宮浦 二十五戸

七浦 三十戸

勝立 二十五戸

等、明治三十八年ノミテ合計四百八戸ガ相前後シテ新築セラレタ。

「三池鉱業所沿革史」第七卷（労務課十）五八八五ページ。

第一章 三池炭礦確立後の生産機構

この章では、三池炭礦の確立前後に於ける労働者の労役形態の変化を通して、労働者の側に視点を置いて、機械化の意義をとらえなおす、という試みをしてみたい。

三池炭礦の確立前後、および三池炭礦が三井財閥形成へ寄与し、ほぼその完成を見た大正後期までの、明治・大正年間、生産の場——特に採炭現場に於いて支配的であった労働の形態は、ほとんど変わりなかったといつてよい。つまり第四表に明らかのように、採炭夫一人当りの出炭高は、明治・大正年間を通じてほとんど変わりなく、一人当り二トン前後で全く停滞を示している。また第一表に明らかのように、運搬・排水・通気部門への早期の機械導入に対して、採炭部門への機械導入は遅々としてすすまなかったことがわかる。

第一表と第五表に示されているように、採炭部門への機械の導入とその完了の時期（昭和五年以降）と、第四表に示されている採炭夫一人当りの出炭高が急激な伸びを見せた時期（昭和五年以降）とが一致している点からも考え合わせて、三池炭礦に於いては、明治・大正年間を通じて採炭部門への機械導入は遅々として行なわれず、そこでは坑夫の質的・量的労働がすべてであり、それが出炭高を左右した、ということがいえるであろう。

そしてそれを端的に示すものとして、三池炭礦の確立前の状態を表わす次の明治二二年一月の資料をあげることがきる。

三池炭礦の採炭労働（山津）

第4表 採炭夫1人当り出炭高（明治22～昭和7年）

	出炭高(t)		出炭高(t)		出炭高(t)
明治22年	1.05	明治40年上	2.12	大正9年上	1.90
23	1.02	下	2.12	下	2.00
24	1.07	41年上	—	10年上	2.16
25	1.23	下	1.99	下	2.06
26	—	42年上	2.00	11年上	2.37
27	—	下	1.98	下	2.09
28	—	43年上	2.01	12年上	2.23
29	—	下	2.13	下	2.11
30	—	44年上	2.11	13年上	2.17
31	—	下	2.02	下	1.92
32年上	2.10	大正元年上	2.12	14年上	2.21
下	—	下	2.08	下	2.24
33年上	2.14	2年上	2.00	昭和元年上	2.62
下	—	下	1.96	下	2.74
34年上	2.06	3年上	1.91	2年上	2.97
下	2.19	下	1.88	下	3.11
35年上	2.10	4年上	1.80	3年上	3.24
下	2.04	下	1.85	下	3.27
36年上	2.11	5年上	1.94	4年上	3.51
下	2.00	下	1.91	下	3.67
37年上	2.05	6年上	1.99	5年上	3.90
下	2.07	下	1.96	下	3.91
38年上	2.23	7年上	2.04	6年上	6.02
下	2.14	下	1.86	下	7.51
39年上	2.07	8年上	1.91	7年上	7.69
下	2.00	下	1.86	下	7.39

出典)「三池鉱業所沿革史」第6巻(保安課4)1090ページ

注 出炭高は、採炭夫1人・1方当りのものである

この記述に明らかなように、十分な数の坑夫がいれば十分に採掘・採炭ができ、石炭生産が石炭の需要においつけるということである。

また一方、三池炭礦の確立後のものとしては、次の点をあげることができ。第二表に明らかなように、大正四年に出炭高の減少が見られる。こ

……大浦坑ノ良民坑夫
続々退去シ、一方採掘
場所ノ拡張ト共ニ益々
坑夫ノ不足ヲ告グルニ
至リタルモ、坑夫ノ増
員充足ハ実ニ困難ヲ極
メタノデ……

第5表 採炭部門への機械導入状況（大正14～昭和7年）

	万 田 坑	宮 浦 坑	四 山 坑
大 正 14 年	—	1 (—)	—
昭 和 元	1 (—)	2 (—)	1 (—)
2	1 (—)	2 (—)	1 (—)
3	1 (—)	2 (—)	1 (—)
4	1 (—)	2 (—)	1 (—)
5	21 (—)		15 (7)
6	34 (—)	50 (1)	23 (14)
7	32 (—)	32 (1)	26 (13)

出典)「三池鉱業所沿革史」第3巻(採鉱課7)1622~1625ページ

注 ()内の数字は運炭機, それ以外は採炭機の台数

第6表 年次別採運炭夫数および移動率（明治34～大正8年）

	前 年 末 数	本年採用数	本年解雇数	本 年 末 数	採運炭夫の歩留 ^②
明治34年	994 ^人	3,842 ^人	3,197 ^人	1,639 ^人	+16.79 [%]
35	1,639	4,308	3,690	2,257	+14.34
36	2,257	2,561	2,739	2,079	-7.00
37	2,079	1,856	1,853	2,082	+0.16
38	2,082	—	—	2,397	—
39	2,397	4,214	3,764	2,847	+10.68
40	2,847	3,261	3,324	2,784	-1.72
41	2,784	—	—	—	—
42	—	—	—	—	—
43	3,359	4,395	4,268	3,486	+2.89
44	3,486	4,007	3,513	3,980	+12.33
大正元	3,980	3,220	3,039	4,161	+5.62
2	4,161	4,066	3,596	4,631	+11.56
3	4,631	4,358	4,240	4,749	+2.71
4	4,749	2,469	2,821	4,397	-14.25
5	4,397	5,718	5,226	4,889	+8.60
6	4,889	4,806	4,869	4,826	-1.31
7	4,826	4,649	4,172	5,303	+10.26
8	5,303	5,455	4,760	5,998	+12.74

出典)「三池鉱業所沿革史」第7巻(労務課2)1230ページ

②のみ「三池鉱業所沿革史」第7巻(労務課2)1234ページ

第7表 石炭の需要増大
(明治27~大正6年)

	石炭需要 (t)	指 数
明治27年	2,330,304	100
28	2,689,296	115
29	3,069,046	132
30	4,090,698	176
31	4,392,913	189
32	5,034,841	216
33	5,262,172	226
34	6,678,864	287
35	6,501,786	279
36	6,974,174	299
37	7,415,439	318
38	7,113,900	305
39	7,280,649	312
40	8,571,662	368
41	8,697,895	373
42	10,129,821	435
43	10,592,816	455
44	12,070,903	518
大正元	13,487,907	579
2	14,924,437	640
3	16,219,537	696
4	16,259,978	698
5	18,579,126	792
6	19,923,139	855

出典)「農商務統計表」

注 指数は、明治27年を100とした

より強化されてくる。つまり、採炭部門では明治・大正年間を通じて坑夫の質的・量的労働がすべてであり、それが出炭高を左右したという確認に立つならば、明治四〇年以降石炭需要の大幅な伸びの中で出炭増加がさげばれ、掘っても掘っても供給が必要に迫る。

それは、第六表に示されているように坑夫不足による出炭低下である。

いずれにせよ、三池炭礦の確立前後のどちらの時期に於いても、出炭高の増加を可能にしたのは労働者の数であり、それは、坑夫の質的・量的労働が出炭高を左右したということにはかならない。

その労働が、明治四〇年以降、各地の石炭需要が急激に増し(第七表参照)、それに見合うための出炭増加の必要性から

つかない状況の下では、必然的に労働者に対する労役が強化されたことは一見して明らかである。そしてその労役強化の指標としては以下の三点をあげることができる。

第一の点としては、大正三年一二月に出された「欠役者督励方法」⁽²⁾をあげることができる。少し長くなるが、参考までに以下に書き出してみよう。

欠役者督励方法

第一 戸別調

- 一、坑夫出役ノ後其担当区ノ欠役者ヲ戸別ニ調査スベシ
- 一、戸別調ニハ担当区ノ勤休表ヲ携帯シ欠役者ニハ鉛筆ヲ以テノヲ附スベシ
但他用外出ノ者ヲ出役ト混ズルコトアリ能ク考察スルヲ要ス

第二 勤休調

- 一、各区勤休ノ数ハ総数ト共ニ式ニ拠リ之ヲ欠役督励表ニ記入シ担当者検印ノ上日報ト共ニ本部ニ提出スヘシ
督励表ハ当分従来ノモノヲ用ユ
- 一、勤休表ハ各担当区ニ分綴シ分綴中ニ細別ヲ附スベシ
但一ヶ月ノ終リニ於テ各分綴ヲ一綴トナシ保存スベシ
本項ハ一月一日ヨリ実施ス

第三 操込立会

- 一、毎日常成早ク前日ノ採炭日誌ヲ借り寄せ之ニ拠リテ勤休表ニ相当ノ標記ヲ捺スヘシ
- 一、坑夫出役シタルトキハ坑口繰込ニ立会フヘシ
- 一、立会ハ左ノ事ニ従フベシ

第一 坑夫ノ取締

第二 出役或程度ニ達セザル時直ニ驅出シノ手配

第三 現場員ト各種ノ打合せ

場合ニヨリ見出役数ヲ主任ニ報告スベシ

第四 欠役者処分

- 一、欠役ノ二日連続シタル者ニシテ相当ノ理由ナキモノハ之ガ調査ヲナシ、場合ニヨリテハ日、時、方ヲ期シテ出役ヲ命ズベシ
- 一、事故ノ廉ヲ以テ連続欠役スルヲ許サス場合ニヨリテハ前ノ如ク日時ヲ期シ出役ヲ命シ其已ムヲ得ザル者ハ予メ欠役ノ日数ヲ定メテ許可ヲ受ケシムベシ

第五 長屋世話方勤休

一、本督励ヲ実行スル為メ長屋世話方ノ勤務時間ハ左ノ如クナルベシ

但本督励以外ノ勤務ハ自カラ別ナリ

出勤 坑夫一番方出役ト同刻

退出 午後六時

夜勤 午後九時出勤、三番方ノ出役後欠役調ヲナシ督励表ノ記入ヲナスヘシ

勝立及亀谷ノ如ク二番交代ノ場所ハ

午後七時出勤、二番方ノ出役後欠役調ヲナシ督励表ノ記入ヲナスヘシ

休息 午前ニ於テ二時間、午後ニ於テ二時間、半数交替ヲ以テ休息スルコトヲ得

此休息时间ハ二番、三番交替共ニ之ヲ用ユ

第六 出役前ノ注意

一、出役不良ノ虞アル場合ハ出役前ノ督励ヲナスベシ

一、坑夫中朝寝ノ癖アル者、又ハ前方ニ於テ遅上リタル者、或ハ特別ノ事情ニヨリ目覚ノ難キモノ、新参ニシテ不馴レノ者等ニ対シテハ特別ニ出役前ニ注意ヲ与フヘシ

一、合宿所ノ欠役督励モ本方法ニ拠ルト雖、一番ト三番出役ニ対シテハ出役前ノ注意ヲ与フヘシ

督励表（略）

以上

この「欠役者督励方法」は、明治三四年の「坑夫小屋世話人服務心得」の改正として出されたものである。以下「坑夫小屋世話人服務心得」を書き出し、双方の相違点を検討する中で、改正の主旨について考えてみよう。

坑夫小屋世話人服務心得

第一 坑夫小屋世話人ハ便宜小屋区内ニ居住シ坑夫取扱方ノ指揮ヲ受ケ諸般ノ取締ヲナスモノトス

第二 専ラ各室火ノ元及建物樹木等ノ保存又ハ衛生上ニ注意スルハ勿論他ノ炭山ヨリ坑夫誘引等ノ警戒ヲナスベシ

第三 坑夫ヲシテ各自室内内外ハ勿論床下厠間等ヲ清潔ニシ且ツ予メ順番ヲ設ケ日曜日毎ニ溝渠ノ掃除ヲナサシムベシ但排水不良

若クハ塵埃堆積汚臭不潔等ヲ見当リタルトキハ最寄ノ者ヲ誘導シテ直ニ掃除ヲ為サシムベシ

第四 毎朝坑夫取扱方事務所ニ出頭シ出勤簿ニ捺印スベシ若シ欠勤スルトキハ其旨申出ツベシ

第五 坑夫交代時間ハ勿論朝夕ノ出役ヲ勧誘スベシ又欠役病氣等ノ人員ヲ取調ベ坑夫取扱方ヘ報告スベシ

第六 常ニ坑夫ノ勤怠ニ注意シ若シ故ナク欠役スル者アルトキハ親切丁寧ニ勧誘就業セシムベシ若シ之ニ応ゼザルトキハ坑夫取扱方ヘ申告スベシ

第七 坑夫小屋ニ於テ集合喧噪スルモノアルヲ見当リタルトキハ丁寧ニ説諭ヲ加ヘ速ニ解散セシムベシ若シ之ニ従ハザルモノアルトキハ坑夫取扱方ヘ申告スベシ

第八 坑夫及其ノ家族以外ノ者ハ坑夫小屋ヘ居住又ハ宿泊セシムルコトヲ禁ズ若シ不得止宿泊セシムルトキハ其住所氏名ヲ取糺シ坑夫取扱方ノ認可ヲ受クベシ

第九 坑夫婦郷又ハ旅行若ハ退役セントスル者ハ坑夫取扱方ヘ申出認可ヲ得セシム可シ

第十 万一無断ニテ逃走ノ坑夫アリタルトキハ直ニ其住室ニ就キ建造物及附属品ハ勿論貸与ノ器具等ヲ点検シ其結果ヲ坑夫取扱方ヘ申告スベシ

第十一 坑夫小屋ニ於テ非常ノ事故起リシトキハ直ニ坑夫取扱方ニ報知スベシ

「坑夫小屋世話人服務心得」に於いては、世話人の仕事は、①坑夫小屋（納屋）の風紀・衛生上の管理、②坑夫の誘引・逃亡防止、③出役督励の三つであつたのが、「欠役者督励方法」になると、そのうちの出役督励をより重点的に行なうこととなつてゐる。出役督励をより重点化したこの「欠役者督励方法」の改正理由を考えると、大正三年以前に於いては、めだつた出役率の低下は見られず（第八表参照）、ただし大正三年下期に出役率が下がつてはいるが、この一時期だけの低下を見て改正を行つたとは考えられない。といふことは、低下した坑夫の出役率を上げるためというよりも、より一層の坑夫の出役を期待したものと見なしてよいと思ふ。

第二点としては、大正以降、特に大正三年以降の労働災害の激増をあげることができる（第一図参照）。労働災害の起

三池炭礦の採炭労働 (山津)

こる原因として坑内設備の不備とともに最も重要な点は、坑夫(鉱夫も含む)の慢性疲労(過勞)にあると考ふる。第二章の採炭労働のところでも述べるように、坑夫の切羽(採炭現場)に於ける労働は、劣悪な労働条件のもとで比較的長時間行なわれる。それが、大正以降、出炭増加に見合うため、一方では「欠役者督励方法」により坑夫の量的労働(坑夫の量)の増加をはかりつつ、他方坑夫は採炭現場に於いて密度の濃い労働(坑夫の質的労働)を要求され、慢性疲労におちいつている。慢性疲労のもとでは些細な不注意が、構内設備の不完全と相まって、労働災害を誘発する結果になる。

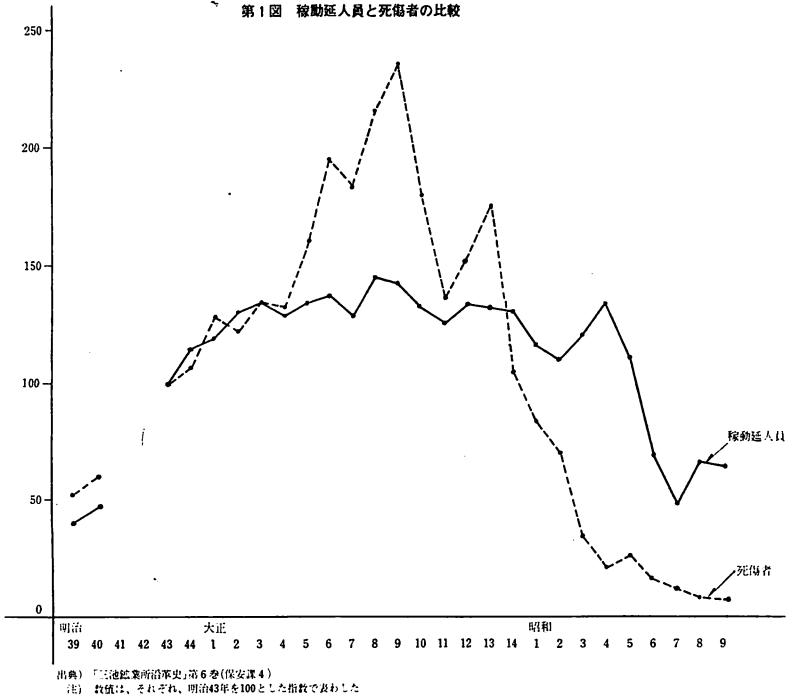
第三点としては、大正四年以降の坑夫の出役率の低下をあげることができる。出役督励を主旨とした「欠役者督励方法」の改正にもかかわらず、坑夫の出役率は大正四年以降低下を見せている(第八表参照)。それは、労働災害の続発により、負傷のため自宅等で療養するものがふえたことと同時に、慢性疲労により疾病におちいり、欠役やむなくなったものが少なくなかったためと考えられる。ちなみに大正六年一月の坑夫出役状況を見ると(第九表参照)、一坑の坑夫出役率は、六二・五パーセントであるが、これは一日平均出役者五八〇人に対して、一日平均三四八人のものが、何らかの理由で欠役していることを表わす。

第8表 採運炭夫の出役率
(明治39~大正10年)

	出 役 率
明治39年上	66.7
下	66.8
40年上	63.1
下	62.2
41年上	62.1
下	62.9
42年上	62.7
下	66.2
43年上	70.6
下	66.3
44年上	66.9
下	66.3
大正元年上	69.3
下	67.0
2年上	65.2
下	67.2
3年上	67.9
下	64.4
4年上	64.5
下	61.2
5年上	61.7
下	57.4
6年上	58.6
下	55.8
7年上	57.3
下	54.4
8年上	57.7
下	54.5
9年上	54.5
下	52.5
10年上	54.3
下	54.5

出典)「三池鉱業所沿革史」第6
巻(保安課4) 1095~1096
ページ

第1図 稼働延人員と死傷者の比較



第9表 採運炭夫出役状況 (大正6年1月)

出 役	男	一 坑	二 坑	三 坑	斜 坑
		人	人	人	人
	女	9,465	9,449	17,299	5,873
	一日平均	5,605	3,673	6,018	1,328
欠 役	事 故	579.6	504.7	896.8	275.0
	公 傷	7,076	9,195	16,967	5,144
	疾 病	1,301	2,013	2,798	769
	一日平均	668	676	693	955
出 役 歩 合		347.9%	455.2%	786.8%	764.2%
		62.5%	57.6%	53.3%	51.0%

出典) 鉱夫月報 (三池鉱業所総務第一課旧蔵資料)

以上の三点から、三池炭礦の確立により、全機構的規模での機械化が行なわれたにもかかわらず、生産の最基軸部門の採炭部門では、なお旧態依然とした労役が劣悪な労働条件のもとで行なわれており、それが大正以降より一層強化されたということがいえる。坑夫たちにとって、機械化は恩恵とはなりえず、逆に機械に見合う形で（石炭産業の場合は、運搬部門の機械化にともなう運搬能率の向上に見合う形で）より一層の労役を強化するものであった。つまり三池炭礦に於ける機械化は、最基軸部門たる採炭部門をとりのこす形で完了を見、以後、運搬部門に比して採炭部門に於ける機械化の絶対的たちおくれを温存しながら、採炭部門での労役を強化することによって、より一層の資本の集積をはかったのである。

(1) 「三池鉱業所沿革史」第七卷（労務課二）六一九ページ。

(2) 「三池鉱業所沿革史」第七卷（労務課三）一四二〇ページ。

(3) 「三池鉱業所沿革史」第七卷（労務課十）五五一六～五五一八ページ。

(4) 長いものでは治療三年以上におよぶ者もある。詳しくは、本稿一一四ページの第一七表を参照していただきたい。

第二章 採炭労働

前章で述べたように、明治・大正年間を通じて、採炭部門では坑夫の質的・量的労働がすべてであり、それが出炭高を左右したわけであるが、この章では、採炭部門に於いて、坑夫の質的・量的労働に依存していた労働が、どんなものであったのかを見ていく中で、坑夫への労役強化が、いかに過酷なものであったかを見ていきたいと思う。

採炭部門である切羽で働く坑夫は、大きく分けて採炭夫としての先山と、運炭夫としての後山（後向き）とに分けられる（一人が先山・後山両方を兼ねる場合もある）。先山は石炭の採掘を行ない、後山は採掘された石炭を炭車まで運ぶ仕事をそれぞれ受け持つ。

第10表 労働災害件数 (明治39~大正9年)

	労働災害 件数	坑内 件数	坑内の割合 %
明治39年上	2,347	2,047	87.22
下	2,871	2,464	86.07
40年上	2,413	2,062	85.81
下	3,299	2,885	87.67
41年上	3,516	3,135	89.50
下	—	—	—
42年上	—	—	—
下	4,971	4,352	87.68
43年上	4,274	3,789	88.84
下	4,812	4,170	86.88
44年上	4,433	3,911	88.40
下	4,887	4,257	87.32
大正元年上	4,812	4,263	88.72
下	5,437	4,749	87.49
2年上	5,263	4,676	89.02
下	5,732	5,011	87.58
3年上	5,065	4,442	87.83
下	5,810	5,036	86.80
4年上	4,544	3,885	85.60
下	5,301	4,560	86.08
5年上	5,082	4,393	86.52
下	6,545	5,672	86.73
6年上	7,077	6,184	87.48
下	8,342	7,289	87.49
7年上	7,047	6,169	87.68
下	7,155	6,043	84.61
8年上	7,518	6,312	84.13
下	8,978	7,608	84.88
9年上	8,345	7,093	85.13
下	9,582	8,102	84.67

出典)「三池鉱業所沿革史」第6巻(保安課4)977-1005

ページ

先山による石炭の採掘は、まず炭層の中程に鶴嘴で切れこみを入れ(透し掘り)、次に上下の炭層を掘り崩し(崩落)、透し掘り、崩落の二行程を繰り返しながら掘り進んでいく。炭層が厚い場合は、容易に立つて掘ることもできるが、炭層が薄くなると坐って掘ったり、寝て掘るなどの不自然な姿勢での労働も要求された。

採炭夫が掘り出した石炭を運炭夫は、ガンゾメという道具を使ってエブにすくいこみ、それを炭車まで運ぶ。炭車で運び出す方法は、切羽の条件などによって違ってくるが、セナ・スラ・テボカロイなどの道具が用いられた。比較的坑道の幅が広く、傾斜もゆるやかな場合には、セナ(てんびん棒のようなもの)が用いられたが、石炭を積んだかこの重量は六〇kgにも及び、中腰の姿勢のまま左右の安定を保ちながら、後山は坑道を上っていく。

セナの使えないような幅のせまい坑道では、箱のような形のスラが用いられた。坑道の傾斜がゆるやかな時は、手で棍をとり坑道に敷かれたコロを下っていけばよいが、傾斜が急な場合は、二〇〇kg以上もあるスラを頭で支え、手で棍をとり、一步一步注意深くコロを踏みはずさないように下って行かねばならないのである。

また、大正期になると、三〇kgほどの石炭を入れ、リュックサックのように肩にかついで運ぶテボカロイなどの道具も用いられるようになった。

採炭労働は一般に以上のような方法で行なわれたが、以下、その労働の強度を示すものとして、1労働災害、2負傷・疾病、3救済、について若干述べてみよう。

1 労働災害

第一〇表に明らかかなように、炭鉱で発生する労働災害の内、その九〇パーセント弱は坑内での災害である。また、坑内・坑外別の労働災害率を見ると（第一一表参照）、坑内では一月に一〇〇人中三四・八人、また坑外では二二・一人の割合で、何らかの形で労働災害にあってゐるわけである。

また労働災害というと、大正三年に六八七名という炭鉱史上類を見ない多くの犠牲者を出した方城炭鉱の炭塵爆発や、ガス爆発などの大規模な労働災害を思い浮かべるが、それらの労働災害全体に占める割合は、〇・〇〇三パーセントで少なく、むしろより重要なのは、全体の九九・九パーセントを占めるそれ以外の労働災害である（第一二表参照）。ガス爆発や炭塵爆発などの労働災害が、年に一回または半年に一回起るものであるとするならば、落石・飛石・炭函故障などの原因による労働災害は、毎日のように起こりうるものであり、坑夫は何らかの形でこの種の労働災害にあってゐるといふことがいえる。第一三表に明らかかなように、多い年で一日平均四七件、少ない年でも一日平均一六件の割合で、何らかの形で労働災害が、坑夫の身の上にかかっているわけである。

第11表 坑内・外別労災率（大正7年）

	坑 内	坑 外
②労働災害件数	12,212 <small>件</small>	1,990 <small>件</small>
①稼働者	2,959 <small>人</small>	750 <small>人</small>
労 災 率	34.8 <small>%</small>	22.1 <small>%</small>

出典) ③「三池鉱業所沿革史」第6巻（保安課4）
1001～1002ページ

④万田月報（三池鉱業所総務第一課旧蔵資料）

注 1) 全鉱の坑内・坑外夫の正確な数字がつかめない
ので、万田坑の数字を使った。

2) 労働災害件数および稼働者は1年間のもの
であるため、1月に換算したのち労災率を算出
した。

第12表 労災原因別割合

	労働災害 件数	原因別割合
落 盤	12,692 <small>件</small>	21.631 <small>%</small>
炭 函 故 障	6,656	11.343
飛 石 類	1,947	3.318
ガ ス	2	0.003
火 薬	14	0.023
其 他ノ火傷	155	0.264
馬 匹 雑 傷	820	1.397
機 械	52	0.088
墜坑墜落及ケー ジ	10	0.017
鎖又ハ「ロープ」	159	0.270
捲 揚 坑 道	432	0.737
其 他	35,740	60.919
坑 内 合 計	58,675	100.000

出典) 「三池鉱業所沿革史」第6巻（保安課4）1078
ページ

注 大正4年～大正8年の累計数字を用いた。

以上の点に明らかかなように、坑内は、坑夫が常に、何らかの負傷なり事故なりを受ける可能性を強く孕んだ危険な労働現場なのである。

2 負傷・疾病

この節では、「鉱夫死傷病者月報」(大正八年一〇月)を中心に見ていこう。

大正八年一〇月に診察を受けた負傷・疾病者中、六二パーセントが負傷者である。その負傷の内訳を示すと、打撲が四一パーセント、挫傷が三二パーセントで、その両者で負傷全体の四分の三弱を占めている(第一四表参照)。これは、落石・飛石・炭函故障などを原因とした労働災害の典型的なものであり、設備の不備に坑夫の過労が加重され、さらにはその上に、出炭増加のための労役強化が加わるために起こるものと考えられる。

三池炭礦の採炭労働（山津）

第13表 1日平均労災人員（明治39～大正7年）

	労働災害数(a)	1日平均労働災害(b)	指数	在籍人員(c)	指数
明治39年	5,337	16.2 ^人	100	8,067	100
40	5,832	17.7	109	8,628	106
41	5,972	23.5①	145	9,456	117
42	5,026	29.6②	182	11,326	140
43	9,240	28.1	173	11,617	144
44	9,469	28.8	177	12,308	152
大正元	10,366	31.5	194	12,832	159
2	11,151	33.9	209	14,046	174
3	10,981	33.4	206	14,335	177
4	9,898	30.1	105	14,466	179
5	11,689	35.8	220	16,190	200
6	15,553	47.3	291	17,566	217
7	14,355	43.6	269	14,970	185

出典）「三池鉱業所沿革史」第6巻（保安課4），同第7巻（労務課1）78ページ

注 ① 1年365日として、休業3日、月に2日の休日(年24日)を差し引き329日で③を割る。

② 254日で③を割る。明治41年の労災件数は40年12月～41年8月の集計

③ 170日で③を割る。明治42年の労災件数は42年6月～42年11月の集計

第14表 負傷症状別分布表
（大正8年10月）

	人	%
打撲	169	41.22
捻挫	22	0.54
骨折	31	0.76
切断	11	0.27
挫傷	132	32.19
擦傷	33	0.80
刺傷	7	0.17
断傷	3	0.07
切傷	6	0.14
計	410	100.00

出典）鉱夫死傷病者月報（三池鉱業所総務第一課旧蔵資料）

また、負傷・疾病者総数の男女比は、大正八年一〇月の同じ資料で三八一名対二〇二名（六五対三五）であり、男子鉱夫の数が女子鉱夫の数に比べてはるかに多い（四～五倍）ことを考慮すると、女子鉱夫の負傷・疾病率が異常に高いとみてよい。この点に明らかのように、強靱な男子鉱夫に比べ体力的に劣る女子鉱夫に、負傷・疾病がより集中してあらわれていることがわかる。

また疾病では、消化器系が最も多く、次いで呼吸器系の疾病となっている（第一五表参照）。また疾病全体

第15表 疾病分布表（大正8年10月）

病名と分類	人数	割合%
脳・神経系	26	10.3
痛弱血	4	
経衰	14	
神経充	8	
脳		
目	23	9.1
炎傷	14	
膜損	3	
角膜	3	
結核	3	
呼吸器系	39	15.5
児答	18	
支加	13	
管支	5	
感肺	3	
その他		
心臓	3	1.1
消化器系	73	29.0
児答	40	
良炎	14	
加答	4	
腸化	3	
腸消	2	
胃腸		
腎臓・泌尿器	5	1.9
炎	3	
膀胱	2	
腎臓		
性病	9	3.5
骨・関節	9	3.5
症(リュウマチ)	4	
痛他	3	
の	2	
腰痛		
皮膚	3	1.1
伝染病	4	1.5
婦人病	35	13.9
炎他	4	
脚膜	28	
子宮	3	
内		
脚氣	16	6.3
その他	6	2.3
計	251	100.0

出典) 第14表に同じ

に占める割合は少ないが、角膜損傷・結膜炎などに代表される目の病氣、脚氣、婦人病なども目だった存在である。

消化器系の疾病の中でも、特に胃カタルの割合が多いが、胃カタルは精神的過労・ストレス・食事習慣の不規則などを主な原因として起こるものであり、それはそのまま抗夫の不規則・不安定な生活を表わしている。

呼吸器系の疾病の主な原因は、作業場の湿度・通気などの不衛生な条件に加え、空中に浮遊する炭塵などの吸入によるものと考えられる。また角膜損傷や結膜炎に代表される目の病氣が意外に多いのは、採掘の際、飛散する石炭やボタのかげらが、角膜などを傷つけるために起こるものと考えられる。

三池炭礦の採炭労働（山津）

第16表 全治者治療期間調（大正8年10月）

治療期間	全治者	割合
1か月以上2か月未満	97	47.7
2か月 " 3か月 "	39	19.2
3か月 " 4か月 "	28	13.3
4か月 " 5か月 "	10	4.9
5か月 " 6か月 "	9	4.4
6か月 "	20	9.8
合計	203	100.0

出典) 鉱夫死傷病者月報

一方、脚気の占める割合も多いが、脚気は生活状態としては過度の労働に従事する者に多く、また体質的には、強壯者は虚弱者よりも罹り易い。それは、筋肉労働の結果、米の飯をたくさん食べてカロリーを補給しているような人たちには、でんぶんの分解利用の際に必要なとされるビタミンB₁が、不足しがちなために起る、いわば、脚気は採炭夫の典型的な疾病といえる。

また婦人病は、女子鉱夫の疾病者中の四〇パーセント近くを占めている。婦人病の原因は細菌によるものが多く、下半身の冷え・便秘・月経・かぜ等で充血したり傷ついたりしていると細菌に侵されて起こりやすいものであり、坑内の不衛生な状況がうかがえる。また坑夫の作業服が、容易に細菌の侵入を許すようになっていふことにも起因する。

以上見てきたように、負傷は労働災害の純然たる典型といえるが、一方、労働災害とは直接関係のないかのように見える各種の疾病も、坑夫の過労と作業現場の環境の悪さに起因しているものがほとんどである。

次に治療期間について見てみよう。治療期間は負傷の程度・疾病の種類などの違いによって、短い者は三〇日⁽³⁾、長い者は二、三年に及ぶものまで長短さまざまであるが、全治者の中では、治療二か月以内で全治し、職場に復帰しているものが一番多く、全治者中の五〇パーセント弱を占めている（第一六表参照）。また、治療に半年以上かかったものは全治者中の一〇パーセント弱を占めており、その中には「左足下腿断裂及頭部打撲症」で三年近く疾病のため職場に復帰できず、全治療一か月で解雇になっているものなども含まれる。しかし、治療二か月以内に全治し職場に復帰したものの数も、診察を受けた者全体の数から見れば、わず

第17表 未治者治療期間調（大正8年10月）

治療期間	未治者	割合
1か月未満	2	0.8%
1か月以上2か月未満	124	37.0
2か月 " 3か月 "	57	17.0
3か月 " 4か月 "	45	13.4
4か月 " 5か月 "	30	8.9
5か月 " 6か月 "	21	6.2
6か月 "	56	16.7
合計	335	100.0

出典) 鉱夫死傷病者月報

注 治療期間は、事故発生から10月31日までのものとする

かに一八パーセントにすぎない。

一方、未治者の場合は、事故発生から一〇月三一日に至るまでの治療期間を見ると、二か月以内が最も多く、未治者中の三七パーセントを占めている。また、事故発生から六か月以上経過したにもかかわらず、未だに全治していないものは、未治者中の一七パーセント弱にものぼる（第一七表参照）。その中には「背椎骨折」で、六年も全治しない採炭夫なども含まれている。これらを総合していえることは、負傷・疾病者のうちの二〇パーセント弱は、二か月以内に全治し職場の復帰することができているが、それ以外の者は二か月以上の治療を要し、またその内の一四パーセントのものは、全治に半年以上もしくは半年以上たっても未だに全治する見込みのないような重症におちいっているのである。また事故発生より二か月以内の未治者が、未治

者全体の三七パーセント、診察を受けた者全体の二三パーセントを占めていることからうかがわれるように、大量の負傷・疾病者が日々生み出されているようすがわかる。

つまり、1の労働災害の節で述べたように、常に、何らかの形で負傷なり事故なりが起こる可能性を強く孕んだ危険な作業場で働く坑夫達にとって、負傷・疾病は不可避的なものであり、一度負傷なり疾病なりをすると、全治するの(4)に平均三、四月はかかる重症を負うことになるのである。

負傷した者が一家の大黒柱であれば、それがその家族にとって、どういう不幸を招くことになるのか、以下で述べてみよう。

3 救済 (扶助制度)

三池炭礦では比較的早くから扶助制度が設けられている。しかしこの節では、三池炭礦の扶助制度の詳細な分析がその目的ではないので、以下の論旨との関連で、扶助制度の沿革について概略的に述べるだけにとどめておく(第一八表参照)。

次に扶助制度の実施のようすについてみてみよう。扶助制度の中で画期的であつた療養手当について見てみると(第一九表参照)、たとえば二二才の男子鉱夫(職種は運搬夫)が、負傷(左肘関節挫創)以前には一日七七銭の収入があつたわけであるが、負傷後、それは三〇銭九厘に減少した。また、二三才の男子鉱夫(職種は採炭夫)が、負傷(左足背打撲)以前には五六銭二厘の収入があつたわけだが、負傷後、それは、一二銭七厘に減少した。支給された療養手当は、それぞれ賃金の四〇パーセント、二三パーセントにあたる。

支給された療養手当で生計が維持できたかが問題なわけだが、負傷して出役不可能であるから、出役一方につき一升の米を定約坑夫に販売する方米制度の適用範囲からは除外され、二等米なり三等米なりを買い求めなくてはならない。しかし、当時、二等米で一升三〇銭、三等米でも一升二二銭であり、定約三年以上の坑夫に支給される方米(三等米)の値段八銭に比べると、二等米はその三・三倍、三等米でもその二・四倍にのぼる。また、一日の療養手当二、三〇銭という額は、米一升の値段に匹敵する。それは、「合宿所坑夫ニシテ公傷ノ為メ当鉱山医局ニ通ヒ治療ヲ受クル者ハ賃金額ノ三分ノ一療養日当ニテハ合宿所ノ賄料ニモ不足ヲ来シ……」⁽⁶⁾という記述をまたずして、夫婦者にとつても生計維持の困難な額である。また、大正五年九月に、療養手当の支給額が賃金の三分の一以上から、二分の一以上に改められたにもかかわらず、実際の支給額は、療養手当を受けている者の賃金の三分の一から四分の一にすぎないのである。

一家の稼ぎ手を失なつた家族は、米一升分にしか匹敵しない療養手当では、とうてい生計を維持することはできず、

第18表 扶助制度沿革（明治22～大正15年）

	適用範囲	災害範囲	給付の種類
明治22年12月 ～明治25年5月 （鉱業条例施行以前）	坑夫（採炭夫・運炭夫） 但シ坑夫以外ノ諸職工定雇夫ハ死亡ノ時限り扶助ス	業務上ノ負傷及死亡	療養費 障害扶助料 埋葬料 遺族扶助料
明治25年6月 ～明治38年6月 （鉱業条例施行時代）	坑夫 支柱夫 車夫 火夫 機械夫 運搬夫	自己ノ過失ニ因ラザル業務上ノ負傷及死亡	療養費 休業扶助料 （但、休業10日以上） 障害扶助料 埋葬料 遺族扶助料
明治38年7月 ～大正5年8月 （鉱業法施行時代）	採鉱夫 支柱夫 運搬夫 選鉱夫 火夫 職工 雑夫 請負人夫（明治40年7月以降）	自己ノ重大過失ニ因ラザル業務上ノ負傷疾病及死亡	療養費 休業扶助料 障害扶助料 埋葬料 遺族扶助料
大正5年9月 ～大正15年6月	直轄鉱夫及請負鉱夫	自己ノ重大過失ニ因ラザル業務上ノ負傷疾病及死亡	療養費 休業扶助料 障害扶助料 埋葬料 遺族扶助料 打切扶助料 社葬（大正8年10月より）

出典）「三池鉱業所沿革史」第7巻（労務課4）2129～2133ページ

三池炭礦の採炭労働（山津）

第19表 療養手当支給調（大正7年）

性別	年齢	職 種	賃金(A)	扶助料(B) 支 給 期 間	支給額(C)	1日当り支 給額 (C/B)	賃金に対す る支給額の 割合($\frac{B \times C}{A}$)
			円	日	円	円	%
男	21	運搬夫	.770	87	26.95	.309	40.1
〃	33	採炭夫	1.419	74	39.61	.535	37.7
女	43	雑 夫	.430	68	10.32	.151	35.1
男	19	運転手	.420	52	8.40	.161	38.8
〃	26	〃	.460	68	10.81	.158	34.3
女	30	採炭夫	.581	66	9.02	.136	23.4
男	42	〃	.917	63	16.52	.262	28.5
〃	23	〃	.562	75	9.59	.127	22.5
〃	26	〃	.590	63	10.02	.159	26.9
〃	44	運搬夫	.652	68	9.90	.145	22.0

出典）扶助月報（三池鉱業所総務第一課旧蔵資料）より抜粋

注 計算の都合上（B）が3か月未満だけ計算をした

いきおい家族のうちの妻なり子供なり老人なりが、代わりに坑内に下るわけだが（すでに共稼をしている場合は、妻の労働への依存がより一層強まる）、女子はその労働の強度にもかかわらず、得る収入は男子労働の八五パーセントにしかすぎず、また体力的に劣る女子労働にとってその強度の労働は必然的に疲労の蓄積を招く。

次に坑夫の労働条件について、1労働時間、2賃金の二点から若干の検討を加えよう。

1 労働時間

採炭夫の労働時間は、他の職種に比して比較的短く、大正五年に制定された「三池鉱業所鉱夫雇傭労役規則」⁽⁹⁾には、次のように規定されている。

第九條 就業時間及就業時ノ転換方法左ノ如シ

一、就業時間

常一番ノ者ハ午前四時ヨリ午後十時迄ノ間ニ於テ八時間乃至十四時間就業シ昼夜連続ノ業務ニ従事スル者ハ一昼夜ヲ二方又ハ三方ニ分チ各方八時間乃至十四時間就業ス 但十五歳未満ノ者及女子ハ十二時間以内トス

また実際の労働時間は、三交代制採用の万田・宮浦・宮原坑で八時間、二交代制採用の勝立・大浦坑で一時間となっている

(第二〇表参照)。しかし、以上に見てきたように危険な作業場で、強度の採炭労働に従事する坑夫にとって、八時間から一二時間の労働時間は決して短いものではなかった。

第20表 労働時間調査 (大正5年8月)

職 種 坑 別	採 炭 夫		支 柱 夫		運 搬 夫		掘 鉱 夫		火 夫		職 工		雑 夫			
	時 間	交代数	時 間	交代数	時 間	交代数	時 間	交代数	時 間	交代数	時 間	交代数	時 間	交代数		
万 田 坑	8	3	12	2	12	2	12	2	12	2	10	2	12	2		
			8	3	8	3			8	3	10	1	10	2		
									10	1	12	2	12	1		
勝 立 坑	12	2	12	1	12	2	12	2	12	2	12	1	12	1		
			12	2					8	3	12	2	12	2		
									10	1	10	1	10	1		
宮 浦 坑	8	3	12	1	12	2	12	2	12	2	12	2	12	1		
			12	2	8	3					8	3	12	2	12	2
					10	1					10	1	10	1		
宮 原 坑	8	3	12	1	21	2	12	2	8	3	12	1	11	1		
			11	1	8	3					12	2	12	2		
			12	2							10	1				
大 浦 坑	12	2	12	1	12	2					12	1	12	1		
			12	2							12	2	12	2	12	2
											10	1	10	1	10	1

出典) 鉱夫扶助規則制定関係書類 (三池鉱業所総務第一課旧蔵資料)

三池炭礦の採炭労働（山津）

2 賃 金

一般に坑夫の賃金は他の職種の賃金に比して高い（第二一表参照）。それは一方には、坑夫が強度の採炭労働に従事しているということによるものであろう。また一方では、坑夫の賃金が稼高制であることによるものと考えられる。

坑夫の賃金は、いわゆる稼高制で、一函何銭という形で決まる。以下、採炭規定を提示しよう。

万田坑採炭賃運炭賃 三八年九月十四日
部規第一号

一 採炭賃 壹函ニ付		等級				
等級	一等	二等	三等	四等	五等	
賃銭	〇六〇	〇六五	〇七五	〇九〇	一一〇	
特別賃	〇六五	〇七〇	〇八〇	〇九五	一一五	
一 運炭賃 壹函ニ付		等級				
等級	一等	二等	三等	四等	五等	
部類及賃銭	〇五〇	〇五五	〇六〇	〇六〇	〇六〇	
一部	〇五五	〇六〇	〇六五	〇六五	〇六五	
特別賃	〇五五	〇六〇	〇六五	〇六五	〇六五	
普通賃	〇五五	〇六〇	〇六五	〇六五	〇六五	
二部	〇六〇	〇六五	〇七〇	〇七〇	〇七〇	
特別賃	〇六〇	〇六五	〇七〇	〇七〇	〇七〇	
普通賃	〇六五	〇七〇	〇七五	〇七五	〇七五	
三部	〇七〇	〇七五	〇八〇	〇八〇	〇八〇	
特別賃	〇七〇	〇七五	〇八〇	〇八〇	〇八〇	
普通賃	〇七五	〇八〇	〇八五	〇八五	〇八五	
四部	〇八〇	〇八五	〇九〇	〇九〇	〇九〇	
特別賃	〇八〇	〇八五	〇九〇	〇九〇	〇九〇	

賃金は稼高制であるため、採掘現場の炭層の条件、坑夫の力量などによって大きく左右され、一日一円七〇銭の収入

第21表 賃金比較表（明治39～大正6年）

	採運炭夫	機織職	鋳物師	日雇人夫	農作日雇
明治39年	590	420	550	420	340
40	680	420	620	490	360
41	779	440	660	530	390
42	749	440	670	520	380
43	679	490	690	530	390
44	676	—	—	—	—
大正元	705	430	710	580	440
2	694	450	730	590	460
3	731	460	740	560	470
4	638	460	700	550	460
5	740	490	750	570	460
6	879	570	860	700	560

出典)「農商務統計表」採運炭夫のみ「三池鋳業所沿革史」第6巻(保安課4)1095ページ
注)各職種とも男子労働者のものとする 単位は厘

第22表 採炭夫賃金（大正7年）

性別	年令	賃金	性別	年令	賃金	性別	年令	賃金	性別	年令	賃金
男	27	1,045	男	22	1,090	男	49	1,200	男	19	852
女	25	740	〃	44	1,180	〃	21	1,023	〃	39	875
〃	26	726	女	25	808	〃	23	910	〃	54	626
〃	41	721	男	19	607	〃	57	440	〃	26	633
〃	33	616	女	35	698	〃	24	460	女	37	685
〃	38	520	男	23	586	〃	27	450	〃	19	725
男	42	968	女	30	691	〃	29	280	男	44	817
〃	32	910	〃	36	340	〃	30	730	〃	40	601
女	45	655	〃	27	580	〃	29	1,052	女	22	563
〃	46	603	男	29	558	〃	38	810	男	28	1,030
〃	26	450	女	19	701	〃	38	724	〃	24	858
〃	29	722	男	29	953	〃	38	977	〃	26	1,142
〃	32	685	女	29	544	〃	21	1,335	〃	38	760
男	35	889	男	41	918	〃	38	1,060	〃	35	1,066
女	38	474	〃	46	1,100	〃	23	1,120	〃	26	580
男	47	611	女	28	314	女	35	620	女	44	586
女	28	982	〃	30	581	男	24	1,010	〃	21	710
男	15	408	〃	18	955	〃	38	560	〃	21	641
女	27	458	男	22	1,108	〃	42	836	男	31	809
男	24	1,633	〃	27	680	〃	26	550	〃	31	1,150
〃	39	1,700	〃	34	600	〃	26	590	女	28	681
女	31	830	〃	39	1,094	女	27	495	男	46	738
男	36	700	女	21	220	男	26	723	〃	27	923
〃	38	490	男	42	915	〃	47	880	〃	50	793
〃	27	720	〃	23	562	女	25	486	〃	34	941

出典)鋳夫扶助月報(三池鋳業所総務第一課旧蔵資料)

注 採炭夫のみ、100人無差別に抽出した。単位は厘

第23表 採炭夫賃金分布（大正7年）

日 賃 金		人 数
20銭以上	30銭未満	2
30銭 "	40銭 "	2
40銭 "	50銭 "	10
50銭 "	60銭 "	13
60銭 "	70銭 "	17
70銭 "	80銭 "	15
80銭 "	90銭 "	11
90銭 "	1円 "	11
1円以上	1円10銭未満	9
1円10銭以上	1円20銭 "	6
1円20銭 "	1円30銭 "	1
1円30銭 "	1円40銭 "	1
1円40銭 "	1円50銭 "	0
1円50銭 "	1円60銭 "	0
1円60銭 "	1円70銭 "	1
1円70銭 "		1

出典）鉱夫扶助月報

を得るものもあれば、一日わずか二二銭の収入しか得ないものまで、さまざまである（第二三表参照）。また大正七年以上の場合を見ると（平均賃金は九九銭六厘）、平均以下のもが八一パーセントを占めており、わずかに一九パーセント程度の高額所得者によって、平均が引き上げられている感がある（第二三表参照）。

次に検炭規則を提示しよう。

検炭規則⁽¹⁾（三十四年十二月十六日）
（達甲第一号）

第一条 採炭坑夫ノ採出シタル石炭ハ凡テ坑口ニ於テ検査

ノ上受取ルモノトス

第二条 検炭ハ量目不足、悪石混入及雜物混入ヲ調査シ左ノ個条ニ抛リ処分スルモノトス

第三条 調査シタル炭函ノ不足量目ハ当該切羽一方採炭總函數ニ対シ左表ニ準シ通乗計算ノ上扣除スルモノトス

量目標準 十斤以上 五十斤以上 百斤以上 百五十斤以上

通乗率 五十斤未満 百斤未満 百五十斤未満 式百斤未満

量目標準 式百斤以上 式百五十斤以上

通乗率 式百斤未満 式百五十斤未満

三百斤以上五十斤ヲ増ス毎ニ通乗率ニ、〇五ヲ増加スルモノトス

第四条 炭函中ニ混入シタル悪石ハ其重量ニ依リテ撰別シ左表ノ割合ニ依リ石炭量目中ヨリ通乗計算ノ上扣除スルモノトス

但（略） 十斤以上 二十斤以上 三十斤以上 四十斤以上

量目標準 二十斤未満 三十斤未満 四十斤未満 五十斤未満

通乗率 〇二 〇四 〇八 一〇

量目標準	五十斤以上	六十斤以上	七十斤以上	八十斤以上	九十斤以上
通乗率	六十斤未満	七十斤未満	八十斤未満	九十斤未満	百斤未満
	、一五	、二〇	、二五	、三〇	、二五

百斤以上十斤ラ増ス毎ニ通乗率ニ、〇五ヲ増加スルモノトス

第五条 白灰付石炭并ニ雜物ヲ混入シタル片ハ其函限り賃錢ノ支払ヲ為サス

但(略)

第六条 同一切羽ニ於テ二函以上ヲ檢査シタル片ハ其平均量ニテ計算スルモノトス

第七条 (略)

採掘された石炭は坑口で検炭を受け、結局坑夫は、実際の労働よりも少ない賃金しか得られないことになる。この検炭制度が坑夫の賃金を実質的に支配していた、といっても過言ではあるまい。

- (1) 三池鉱業所総務第一課旧蔵資料
- (2) 坑夫の作業服は坑内の高温を象徴して、男子は禪、女子はマブベコという前が短く後ろは少し長めの腰巻のようなものを身につけていた。
- (3) 統計上、治療三〇日未満のものの正確な数字はわからない。
- (4) 全治者治療平均日数 一〇〇・四日 未治者治療平均日数 一二七・五日
- (5) 三池鉱業所総務第一課旧蔵資料「万田騒擾一件書類」
- (6) 「三池鉱業所沿革史」第七卷(労務課四)二二五三ページ
- (7) 同右 二二五四ページ
- (8) 第三章第二九表参照
- (9) 「三池鉱業所沿革史」第七卷(労務課一)二二三ページ
- (10) 三池鉱業所総務第一課旧蔵資料「鉱夫ニ関スル諸規程」二四ページ
- (11) 同右 六二ページ

第三章 採炭労働の強固な基盤としての納屋

以上に述べたように、大正以降、採炭現場に於いては、採炭夫に対して強度の労働が要求されたわけだが、本章に於いては、その労働を可能にした強力な基盤としての納屋について、若干の分析を行なってみよう。

明治・大正年間に於いては、出炭高は坑夫の質的・量的労働に左右されたわけだが、炭層の条件、坑夫の力量のちがい、また熟練坑夫の養成・確保に手間がかかるなどの理由から、質的労働より、より安易な量的労働（坑夫の絶対数の確保）が主要となる。量的労働は一定期間の稼働延人員である。一か月間を例にとるならば次の式で表わされる。

$$\text{出炭率} = \text{稼働延人員} + \text{在籍人員}$$

$$\text{出炭率} = \text{在籍人員} \times \text{稼働率}$$

この式から、稼働延人員をふやすためには、①在籍人員の増加、②出役率の向上、③その両方を大きくする、の三点が考えられる。

直轄制の確立以前に於いては、一般的に労働者の数が不足しており、労働者の払底状況を呈していた。その中で真暗な地底の作業場での仕事、そして常に危険を伴ない、他の労働に比して重労働であったうえ、地元の農民からは「炭坑太郎」「下罪人」と呼ばれていた坑夫になるものは少なく、炭鉱は坑夫不足に悩んでいた。

坑夫の数を確保し、良い坑区を自己の手中におさめ、機構の近代化をいち早くはかることのできた炭鉱のみが、産業資本確立後、炭鉱として生きのこれたわけである。

そしてその時期に、坑夫の数の確保に一時的にであれ寄与したのが納屋頭であった。当時の納屋頭は多くの場合、地

元の顔ききなどであって、配下の者を募集人として派遣したり、また坑夫の逃亡防止に使ったりしていた。納屋頭およびその配下の者の募集人は、ある時はまさに甘言を弄して、またある時は誘拐同然の形で、またある時は坑夫の炭鉱に対する負債を、仕度金という形でたてかえることによって（この仕度金は、新しい炭鉱に来た時点で、即座に坑夫の新たな借金となって、坑夫を拘束することになるのだが）、坑夫を募集してくる。ちなみに九州の炭^{やま}鉱の人は募集人を、ボッシュウニン（没収人）と呼ぶ。

そしてその募集してきた坑夫の定着をはかるため——というより逃亡を防ぐために、暴力装置を持つわけである。炭鉱内はもとより、近くの駅にまで必ず納屋頭の配下の者が見張っており、着のみ着のまま鍋釜だけ持って逃げようとする坑夫を、有無を言わずに炭鉱に引き戻す。また途中まで逃げても、納屋頭の追手に見つけられた場合は、炭鉱に連れ戻されたあとみせしめのリンチを受ける。そのリンチが陰惨を極めたことは、高島炭鉱の例をまたずして、各地の炭鉱に残る固有名詞化した「サガリグモ」「キナコ」などのことばに端的に示されている。

つまり直轄制確立以前に於いては、坑夫の絶対数の確保のために、納屋頭が①坑夫募集、②坑夫の逃亡防止、の二つの職務を兼ね備え、それを強力に遂行することによって、出炭増加の一翼をになっていたわけである。

しかし、坑夫の定着をはかるための暴力装置は、その意図に反して逆に坑夫の流出・逃亡を招く。坑夫の流出・逃亡による坑夫不足は、出炭低下ないしは操業一時中止などの形で出炭高への多大な影響を及ぼす。そのため、一方で納屋頭ないしはその配下の者による新たな坑夫の募集を行ない、坑夫の逃亡防止を強力に行なう一方、在籍坑夫への出役督促によって、安定した出炭能率をとりもどそうとする。

しかし、坑夫の逃亡防止としての暴力装置の強化および出役督促は、かえってますます多くの坑夫の流出・逃亡を招く、という悪循環をくりかえす。その中で会社側も、納屋頭およびその暴力装置に危機を感じはじめ、その過程で暴力

装置に代わるべく福利施設の整備を、会社側が進めていくことになる。そして納屋、売勘場等の福利施設の整備完了を
 まって、納屋頭を納屋から退去させるのである。
 納屋頭およびその経営下の暴力装置による在籍坑夫の確保は、逆に坑夫の流出・逃亡という悪循環を招いて破綻を来
 たした。三池炭礦に於いては、大正三年の「欠役者督励方法」の改正を一つの画期として、以後、在籍坑夫の確保に代
 わって、出役督励を出炭増加に有機的に結びつけていく。そしてその一翼をになったのが納屋である。

第24表 採炭夫移動率
 (明治34~大正9年)

		移 動 率
		%
明 治	34 年	322
	35	225
	36	121
	37	89
	38	—
	39	115
	40	117
	41	—
	42	—
	43	127
	44	100
大 正	元	76
	2	78
	3	92
	4	60
	5	121
	6	100
	7	87
	8	89
	9	78

出典) 橋本哲哉「1900~1910
 年代の三池炭鉱」(三
 井文庫論叢, 第5号)
 68ページ
 原典は「三池鉱業所沿
 革史」第7巻(労務課
 2)1230ページ
 注) 移動率の算出は第6表の
 本年解雇数を前年坑夫数
 でわったもの

つまり、大正三年の「欠役者督励方法」を打ち出してきた背景には、明治四四年以降の坑夫の定着(第二四表参照)、
 および納屋居住坑夫の増加・安定がある。つまり出役督励を出炭増加に有機的に結びつけていくためには、より多くの
 坑夫を納屋に収容し、出役督励を緻密にする必要があったのである。そのために、会社側は、採運炭夫に優先的に納屋
 を貸し与えたのである。三池炭礦の坑夫の納屋居住率を見ると、常時八〇~九〇パーセントの坑夫を納屋に収容してい
 たことがわかる(第二五表参照)。これは比較的市街地に近い三池炭礦にしてみれば高い値と考える。また炭鉱全般につ
 いていうならば、九州・北海道の多くの炭鉱は山奥や山間僻地に多くあったため、坑夫の納屋収容率はもっと高く、一
 〇〇パーセントであったところも少なくなかった。

第25表 納屋居住稼働者（明治39～昭和5年）

	坑夫数(A)	納屋居住稼働者(B)	合宿所居住稼働者(C)	B+C	外来者数 A-(B+C)	外来者比 全体比
明治39年	2,900	2,432	143	2,575	325	11.2%
40	2,806	2,420	210	2,630	176	
41	3,156	2,908	325	3,233	— 77	
42	3,245	3,042	315	3,357	— 112	
43	3,369	3,373	319	3,692	— 323	
44	3,957	3,896	325	4,221	— 264	
大正元	4,033	3,605	319	3,924	109	2.7
2	4,639	3,973	269	4,242	397	8.5
3	4,648	3,654	273	3,927	721	15.5
4	4,366	3,443	304	3,707	659	15.0
5	4,684	3,882	326	4,208	476	10.1
6	4,901	3,663	313	3,976	925	19.8
7	4,880	4,017	297	4,314	566	11.5
8	5,967	4,396	350	4,746	1,221	20.4
9	5,659	4,487	221	4,708	951	16.8
10	4,647	3,771	270	4,041	606	13.0
11	4,328	3,511	550	4,061	267	6.1
12	4,620	4,479	468	4,947	— 327	
13	4,900	4,981	448	5,429	— 529	
14	5,034	4,287	171	4,458	576	11.4
昭和元	4,103	3,748	161	3,909	194	4.7
2	4,007	3,746	123	3,869	138	3.1
3	3,614	3,275	83	3,358	256	7.0
4	3,350	3,319	—	3,319	31	0.9
5	2,553	2,660	—	2,660	— 107	

出典) (A) 「三池鉱業所沿革史」第7巻(労務課3)1415ページ
 (B) 「 ” ” ” (労務課10)5891ページ
 (C) 「 ” ” ” ” (”)5687ページ

以上の点から、納屋経営に対する会社側の意図が、坑夫に対しての出役督励を出炭増加に有機的に結びつけるものであったことが、明らかである。

納屋は、出役督励を可能にした基盤であったと同時に、鉱夫の賃金水準を低める役割も果たした。それは「三井三池炭礦直轄契約坑夫募集須知」の次のことばに明らかである。

一、契約坑夫ハ可成夫婦者若クハ家族持ノ者ヲ募集ス

「夫婦者若クハ家族持ノ者ヲ募集」したのは、

三池炭礦の採炭労働（山津）

第26表 家族構成表〈万田坑〉（明治39～大正10年）

	納屋居住 稼働者(A)	納屋居住者 (B)	納屋戸数 (C)	一戸平均(A) 稼働者(C)	一戸平均(B) 居住者(C)
明治 39年	801	1,394	337	2.37	3.13
40	810	1,424	395	2.05	3.60
41	1,096	2,178	508	2.15	4.28
42	1,329	2,286	582	2.28	3.92
43	1,492	2,552	647	2.30	3.94
44	1,604	2,738	667	2.40	4.10
大正 元	1,601	2,952	687	2.33	4.29
2	1,802	3,054	723	2.49	4.22
3	1,654	3,067	737	2.24	4.16
4	1,544	2,823	708	2.18	3.98
5	1,749	3,037	757	2.31	4.01
6	1,664	2,992	733	2.27	4.08
7	1,726	3,036	805	2.14	3.77
8	1,895	3,622	842	2.25	4.30
9	1,765	3,514	836	2.11	4.20
10	1,579	3,171	769	2.05	4.12

出典）「三池鉱業所沿革史」第7巻（労務課10）5903～5907ページ、5913～5922ページ

坑夫の定着をはかるための方策であったと同時に、低廉な女子労働を得る手段でもあったのである。

つまり、夫婦者の先山と後山が炭鉱には多かつたように、また第二六表に明らかのように、家族構成が三～五人でそのうち稼働者が二・三人であるということは、夫婦共稼あるいは老人や子供までも働かざるを得なかつた家庭が、大部分であつたということである。

また第二七表に明らかのように、万田坑の場合、女子鉱夫のうち七八パーセントが、また男子鉱夫のうち六三パーセントが既婚者であるところから見て、鉱夫の六〇パーセント近くは夫婦共稼であつたと思われる。そして低廉な女子労働の存在は、単に女子労働の賃金を低くするだけでなく、男子労働の賃金水準をも、引き下げる作用を果たした。それを端的に表わしているのは、夫婦者の先山と後山である。炭鉱によって状況は少し異なるが、多くの炭鉱では夫婦者の先山と後山が二人で一組になって坑内へ下っていく。それは夫婦者の方が息が合うなどの点もあるが、より重要な点

第27表 坑夫婚姻調（大正4年）

	大浦坑	宮浦坑	七浦坑	勝立坑	万田坑
男鉦夫総数	213	670	393	304	1,157
既婚者	98	401	289	179	731
未婚者	114	256	69	119	390
その他	1	13	35	6	36
女鉦夫総数	144	369	192	197	698
既婚者	58	186	176	120	548
未婚者	86	174	11	74	125
その他	0	9	5	3	25
合計	357	1,039	585	501	1,855

出典）「三池鉦業所沿革史」第7巻（労務課10）5850ページ

第28表 鉦夫賃金調（大正7年）

		一人一方 平均所得	女子労働一人 一方平均所得	女子労働所得 の全体比
		円	円	%
坑内	採炭夫	1.35		
	運炭夫	1.03	0.88	85
	支柱夫	0.91		
	棹取夫	0.90		
	馬夫	0.94		
	大工	0.86		
	石工	0.87		
	ポンプ運転手	0.97		
	機械	0.79		
	雑役夫	0.62	0.45	56
坑外	請負人夫	1.03		
	棹取夫	0.91		
	撰炭夫	0.36	0.36	
	雑役夫	0.64	0.43	67
	機械職	0.77		
	火夫	0.78		
	機械運転手	1.02		
	大工	1.11		
請負人夫	0.43			

出典）万田月報（三池鉦業所総務第一課旧蔵資料）

は、二人が働かなくては生活していけないという現実であった。つまり先山と後山は二人で採掘をして、賃金は普通先山に一括して支払われる。その中から、先山が後山に賃金を分け与えることになるのだが、多くの場合それはそのまま一家の家計にまわされる。この点から、夫婦共稼でやっと一家が養える賃金水準がうちだされてくる。

また、第二八表に明らかかなように、運炭夫の七〇パーセントは女子坑夫であったにもかかわらず、その賃金は平均の八五パーセントに下げられている。坑内雑役夫の場合は平均の五六パーセントの賃金に下げられ、また多くの女子労働者が占めていた採炭夫の賃金は三六銭で、採炭夫の一円六銭に対してわずか二六パーセントである。ちなみに女子坑夫といえども、単に採炭夫の助手的な働きしかなかったわけではなく、採炭労働の章でも述べたように運炭夫の仕事は、採炭夫に優るとも劣らぬ重労働であった。

会社側の福利施設の整備は、坑夫の定着を安定的なものにし、それは世話人による出役督励を可能にした。以下、坑夫の定着を安定的にした会社側の福利施設の整備として、1 売勤場、2 方米制について若干述べてみよう。

1 売勤場

三池炭礦に於ける売勤場の整備は、ほぼ明治四二年にその完了を見た。

三池炭礦が三井の経営に移行した当時は、売物店と諸式屋（としきや）とがあり、その双方で鉱夫は日用品・雑貨等の購入をしていた。会社の売物店は取り扱い品目も少なく、また明治二二年に制定された「坑夫取扱規則」⁽³⁾の第一二条に明記されているように、「売物店ニ於テ売渡ス物品ノ代価ハ湊テ現金タルヘシ……」と、現金払いを原則としていた。また諸式屋は取り扱い品目も多く、つけが利いたためその安易さと同時に、諸式屋の経営者が多くの場合、納屋頭を兼ねていたため納屋頭に対する義理などから、多くの鉱夫は諸式屋を利用して来たようである。⁽⁴⁾

また「坑夫取扱規則」の第一一条に「……尤モ各自ノ勝手ニ由リ他ノ店舗ニツキ売求スルハ随意タルヘシ……」⁽⁵⁾とあ

第29表 鉱夫賃銭委任者調（明治42年）

坑名	大浦	宮浦	七浦	勝立	万田	計
諸色屋	10	9	4	7	17	47
坑質夫	3	—	1	7	—	11
鍛冶屋	—	1	—	1	—	2
金貸業	—	—	—	1	1	2
坑内日雇	—	1	—	5	—	6
行下宿	—	—	—	1	1	2
無職	—	—	—	2	—	2
計	—	—	—	—	3	3
	—	—	—	—	1	1
	13	11	5	24	23	76

出典）「三池鉱業所沿革史」第7巻（労務課8）4358ページ

るように、坑夫の定着に売物店を有効に使おうという姿勢は見られなかった。その後、多くの坑夫が諸式屋に負債を負わされることになり（第二九表参照）、その結果、借金を踏み倒して逃亡をはかる坑夫も出てきて、会社側も諸式屋に弊害を感じるようになり、諸式屋の整理と並行して売勘場の整備を進めていくのである。

そして明治四二年、募集人の嘆願にもかかわらず、会社側は高圧的に諸式屋の委任権を奪い、その後諸式屋の整理を完了させたのである。それは同時に、坑夫の定着をはかった新たな会社側の福利施設としての売勘場の整備の時期でもある。

2 方米制度

方米とは「稼働一方ニ対シ一升ヅ、ヲ支給スル三等米ニシテ、採運炭夫及ビ一般ノ定約夫ニ売渡ス」⁽⁶⁾ものである。この方米制度の沿革を見ると、明治三〇年ごろから行なわれていたが、当時の方米制度は「三等米ヲ稼働者ノ出役方数ニ応ジ給与スル制度……初ハ単ニ一種ニシテ定約米ト称シ代価ハ採炭夫及其他諸職工日雇同様ニ一升金七錢八厘ナリキ」と⁽⁷⁾いうものであったが、それが明治四〇年以降内容の一部改正を見た。⁽⁸⁾

(一) 採炭夫及運炭夫ニシテ定約後一ケ年ヲ経過シタル時ハ、左ノ代価ヲ以テ精米ヲ売渡ス

(1)、満一ケ年以上ノモノ 一升 九錢

(2)、満三ヶ年〃 一升 八錢

(3)、満五ヶ年〃 一升 七錢

(二) 前号以外ノ定約夫ニハ 一升 九錢八厘

職工日雇一疋賃錢十六錢未滿ノモノニハ売渡量ヲ六合トス⁽⁹⁾

これは明治四〇年の方米制度の改正が、坑夫の定着をはかる方向で行なわれたことを意味する。

しかし、暴力装置に代わって会社側の福利施設の整備によって、坑夫の一層の定着をはかれたのは、やはり三池炭礦などに代表される大炭鉱であって、大炭鉱に従属させられている中小零細炭鉱では、納屋頭の退去はなかなか行なわれえなかった。第一に鉱区、第二に坑内設備の点で、大炭鉱に大きく差をつけられている中小零細炭鉱は、さらに多くの場合大炭鉱を握っている三井・三菱・住友等の大資本に市場までも支配され、二重の重圧を受ける。これに対して、中小零細炭鉱は大炭鉱との競争に勝てなくとも負けないためには、生産費の低下をはからざるをえない。その中で福利施設は切り捨てられ、納屋頭の温存によって坑夫の逃亡防止、出役督励を強力にはかり、一方坑夫の賃金を大幅に低下させることによって低廉な石炭を市場に出し、競争に勝ちぬいていこうとする。そういう中小零細炭鉱においては、恩恵的な福利施設に代わって暴力的な納屋頭による労務管理が、引き続き長く行なわれるのであり、そこに於ける労働の強度および劣悪な労働条件は、想像に絶するものがある。

(1) 第二五表の場合、基本となる坑夫数は期末在籍人員の数をを用いたため、若干のずれがあると思われる。以下、次の第三〇表でそれを補いたい。

(2) 「三池鉱業所沿革史」第七卷（労務課二）七二〇ページ。

(3) 「三池鉱業所沿革史」第七卷（労務課八）四三〇四ページ。

(4) 諸式屋については「三池鉱業所沿革史」第七卷（労務課八）四三五六ページに次の記述があるので、参考までに書き出してみよう。

第30表 採炭夫通勤者調（大正6年）

	採炭夫(男)	採炭夫(女)	合計	内通勤者	通勤者割合
1月	2,764	1,341	4,105	492	11.9%
2月	2,879	1,433	4,312	527	12.2
3月	2,856	1,497	4,323	520	12.0
4月	2,704	1,510	4,214	536	12.7
5月	2,573	1,499	4,072	541	13.2
6月	2,599	1,526	4,125	565	13.6
7月	2,665	1,523	4,188	541	12.9
8月	2,715	1,582	4,297	461	10.7
9月	2,587	1,558	4,145	426	10.2
10月	2,632	1,554	4,186	427	10.2
11月	2,744	1,621	4,365	381	8.7
12月	3,017	1,720	4,737	404	8.5
平均					11.4

出典) 鉱夫月報 (三池鉱業所総務第一課旧蔵資料)

- 一、募集人自営ノ諸式屋ハ切符ヲ発行シテ居リ又一般ニ諸式屋ハ現金売或ハ稼働者ノ労銀ヲ目当ニ信用貸デ品物ヲ鉱夫ニ前渡シテ居ル、諸式屋ガ稼働者ノ委任ヲ受ケテ、採礦所坑口賃錢仕払係ヨリ、直接本人ノ賃錢ヲ受取り物品代ヲ精算スル様ニナッタノハ何時頃カラ始メラレタカハ明ラカデナイガ、炭礦ハ之ヲ認メテ実施シテ居タ
- 一、諸色屋ハ自由ニ利用ガ出来ルタメ、便利ノ様デハアルガ品物ノ代価ガ高ク且ツ無制限ニ物品ヲ貸付クルノデ、賃錢委任受ノ時は稼働者ノ貰フ給料ハ手取皆無ト云フ惨メサデ、後ニハ相当ノ借金ガ嵩ミ遂ニハ居耐ラナクナツテ逃亡ヲ企テル者モ少クナカッタ、会社トシテハ鉱夫足留リノ悪イ一因ガ此諸色屋ニアル事ニ感付キ其善後策ヲ講シタコトガ屢々アッタノコト
- (5) 「三池鉱業所沿革史」第七卷(勞務課八)四三〇四ページ。
- (6) 「三池鉱業所沿革史」第七卷(勞務課九)五〇一五ページ。
- (7) 「三池鉱業所沿革史」第七卷(勞務課九)五〇一八ページ。
- (8) この場合の一部改正は、定約年数によって廉売の額に差をつけるというものと考え。出役一方に付き三等米を一升廉売するという条項は、この改正によってもそのまま生きているものと考え。
- (9) 「三池鉱業所沿革史」第七卷(勞務課九)五〇一九ページ。

おわりに

以上の採炭労働の分析を通して、最後に戦前の炭鉱労働者の存在形態について若干述べてみよう。

戦前の炭鉱労働者の存在形態は、橋本哲哉氏の指摘のとおり「半隷奴的」形態としかいいようのない⁽¹⁾ものであった。それはある意味で、戦前日本の労働者の典型的存在形態であり、まだその労働を強力に遂行した労役機構の典型としての納屋であるともいえる。そして「半隷奴的」としかいいようのない労働者の存在形態を作り出し、強化したのは機械化であったといえる。

つまり日本資本主義に於いては、機械化は、機械に見合う形でのいわゆる「近代プロレタリアート」を作り出す基盤を持たなかったということである。三池炭礦の場合について述べるなら、第一章で検討を加えたように、明治三〇年代前半から明治四〇年代後半の時期に、運搬・排水・通気部門への機械導入により、全機構的規模での機械化の完了を見たのである。

しかし、全機構的規模での機械化の完了にもかかわらず、最基軸部門の採炭現場では、坑夫の質的・量的労働に依存する旧態然とした労働が支配しており、そこに於いては、機械に見合う「近代プロレタリアート」の存在余地は全くなかったのである。つまり、一方の極に於ける機械化は、他方に於ける尠大な量の消耗―使い捨て―交換可能な労働力群を作り出し、その労働力群に対する労役をより一層強化することにより、日本の産業合理化を遂行するのである。その中に於いて、戦前の日本労働者は、必然的に「半隷奴的」存在でしかありえなかったのである。

以上の点を、日本の戦前の労働者のおかれていた客観的存在形態とするならば、労働運動史の展望という視点から、労働者の意識をさぐる事が不可欠と考えるが、本稿ではそこまで迫ることはできなかった。以後の筆者の研究課題

とじていきたい。

(1) 橋本哲哉「日本帝国主義確立過程における労働問題」(『歴史学研究別冊』一九七一年十月)

(付記) 本稿は筆者の卒業論文の一部を加筆・補正したものであるが、本稿作成においては研究会その他の機会に三井文庫の方々から有益な助言をいただいた。また資料閲覧についても種々の御便宜を得た。末筆ではあるが記して感謝の意を表したいと思う。

(一九七四・九・十二)